

職業安定情報

年金停止のまま？ 自己都合で離職

雇保


65歳未満の者が退職して基本手当を受給すると、老齢厚生年金は支給停止になるといいます。自己都合退職による給付制限期間はペナルティ的なものですから、年金も支給停止のままでしょうか。



A 事後精算により支給も

65歳未満の老齢厚生年金の受給権者が、求職の申込みをしたときは、その翌月から所定給付日数の支給を受け終わるまでの期間等、年金の支給が停止されます（厚年法附則7条の4、11条の5）。

基本手当の所定給付日数以上にわたって年金が支給停止されるのは不合理ですから、事後精算の仕組みが設けられています。年金の支給が停止された月数から、基本手当の支給を受けたとみなされる日を30で除して、その数を差し引いた数の支給停止が解除されます（同条3項）。

基本手当の支給を受けたとみなされる日は、失業していることの認定を受けた日から、「政令で定める日」を除いた各日とされています（厚年則34条の3）。雇保法33条1項に基づき離職理由による給付制限期間も対象です（厚年令6条の3）。休職中の申込み後、給付制限期間も含めて年金の支給が停止されますが、事後、給付制限期間も含めて年金が精算されます。



専門資格の教育訓練？ 離職理由は育児

雇保


育児を理由に退職しても、教育訓練給付金は受給できるのでしょうか。専門的な資格の取得を検討しています。



A 労働の意思ありと推定

教育訓練給付金は在職中のほか離職後も受給可能です。離職後1年以内の受講が原則ですが、育児等の場合は最長4年まで延長できることがあります。対象となる訓練には、①一般教育訓練と②専門実践教育訓練があります。②には看護師など特定の資格のほか、専門学校講座が指定されています。

支給要件期間（被保険者であった期間）などの要件を満たす離職者が②の訓練を受けるとき、初回受講者でかつ45歳未満という条件を満たせば「教育訓練支援給付金」（失業手当の50%相当）が支給されます。（雇保法附則11条の2）。支給は、訓練を受けた日のうちハローワークで失業の認定を受けた日に限るとしています。失業とは、労働の意思および能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態をいいます。

育児等のため離職した者は、一応労働の意思を失ったものと推定できます。ただし、雇用保険業務取扱要領では、「中長期的なキャリア形成のために専門実践教育訓練を受講している者であることから、これに該当しない」としています。労働の意思があるものとみなすと解されます。

